

○可茂衛生施設利用組合職員表彰に関する規程

平成 7 年 4 月 1 日
可茂衛生施設利用組合訓令甲第 1 号

改正 平成22年 4 月 1 日組合訓令甲第 6 号
令和 5 年 3 月 30 日組合訓令甲第 2 号

平成30年 3 月 28 日組合訓令甲第 8 号

可茂衛生施設利用組合職員表彰に関する規程（平成 4 年可茂衛生施設利用組合訓令甲第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、可茂衛生施設利用組合業務の遂行上特に功績があり、他の模範とするに足る職員に対し表彰することを目的とする。

（表彰の範囲）

第 2 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する職員について行う。

- (1) 自治行政に顕著な功績のあった者
- (2) 自己の危険を顧みず身をていして職責を尽くした者
- (3) 永年（20年以上）勤続し、その勤務成績が良好な者
- (4) 10年以上勤務し退職する者で、その間の勤務成績が良好な者
- (5) その他業務成績の向上、能率の増進、災害の予防もしくは防止等他の模範となる業績又は善行のあった者

（表彰を行う者）

第 3 条 表彰は、管理者が行う。

（表彰の方法）

第 4 条 表彰は、表彰状を授与して行う。この場合には、副賞として金品を授与することができる。

2 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡したときは、その遺族に授与する。

（表彰期日）

第 5 条 表彰は、毎年 1 回定期に行う。ただし、特に必要があるときは、臨時に行うことができる。

（表彰審査委員）

第 6 条 表彰を公正且つ適切に行うため、表彰審査委員を置く。

2 表彰審査委員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 事務局長
- (2) 総務課長
- (3) 業務課長
- (4) 建設推進室長

附 則

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年組合訓令甲第 6 号）

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年組合訓令甲第8号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年組合訓令甲第2号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。